

令和5年2月27日

取引業者様 各位

国立大学法人筑波大学  
財務部契約課

### 適格請求書等保存方式（インボイス）について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2023年（令和5年）10月1日より消費税の仕入税額控除の方式として複数税率に対応した適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始され、仕入税額控除の適用を受けるためには、「適格請求書発行事業者」により交付された「適格請求書」の保存等が必要になります。各お取引業者様におかれましては、必要に応じて適格請求書発行事業者の登録手続きを行うなど、適宜ご準備・ご対応よろしく申し上げます。

[インボイス特設サイト](#)（国税庁ホームページ）

<参考>

本学の番号等については下記のとおりです。

適格請求書発行事業者登録番号：T5-0500-0500-5266

名称：国立大学法人筑波大学

本店又は主たる事務所の所在地：茨城県つくば市天王台一丁目1番1

(別紙)

<制度に関する各種ご案内>

【 国 税 庁    イ ン ボ イ ス 制 度 特 設 サ イ ト 】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【 国 税 庁    知 っ て い ま す か ？ イ ン ボ イ ス 制 度 ( リ ー フ レ ッ ト ) 】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【 国 税 庁    適 格 請 求 書 等 保 存 方 式 の 概 要    イ ン ボ イ ス 制 度 の 理 解 の た め に 】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【 国 税 庁    適 格 請 求 書 等 保 存 方 式 に 関 す る    Q & A 】

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】 0120-205-553 (無料) 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A>

【財務省】 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d02.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm)

【公正取引委員会】 [https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice\\_qanda.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)

【中小企業庁】 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】 [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000178.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html)

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁 生産性革命推進事業】

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003\\_seisansei.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf)